

<インドネシア労務トピック>

ビザ（外国人一時滞在・就労許可）

（2016年3月）

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ジャカルタ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ジャカルタ事務所が現地労務コンサルティング会社 JAC Business Center に作成委託し、2016年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび JAC Business Center は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび JAC Business Center が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ジャカルタ事務所

E-mail：JKTJETRO@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

1. 就労・滞在許可取得の流れ	1
1-1. 就労許可と滞在許可	2
1-2. 外国人労働者雇用計画書	2
1-2-1. 外国人が就ける役職、就けない役職	2
1-2-2. 外国人雇用計画書（RPTKA）の種類	3
1-2-3. 外国人労働者関連規定の推移	5
1-2-4. RPTKA の申請	5
1-3. 外国人労働者雇用許可（IMTA）	6
1-3-1. 外国人労働者として満たすべき要件	7
1-3-2. IMTA の期間と手続き日数、外国人利用保障金	7
1-3-3. IMTA 延長	8
2. ビザ(査証)の種類	9
2-1. 入国査証 VISA	9
2-1-1. インデックス 213 訪問時到着査証	9
2-1-2. インデックス B211 一時訪問査証	10
2-1-3. インデックス D212 数字訪問査証	11
2-1-4. インデックス 312 一時滞在査証	11
3. まとめ（特に注意すべき点）	12

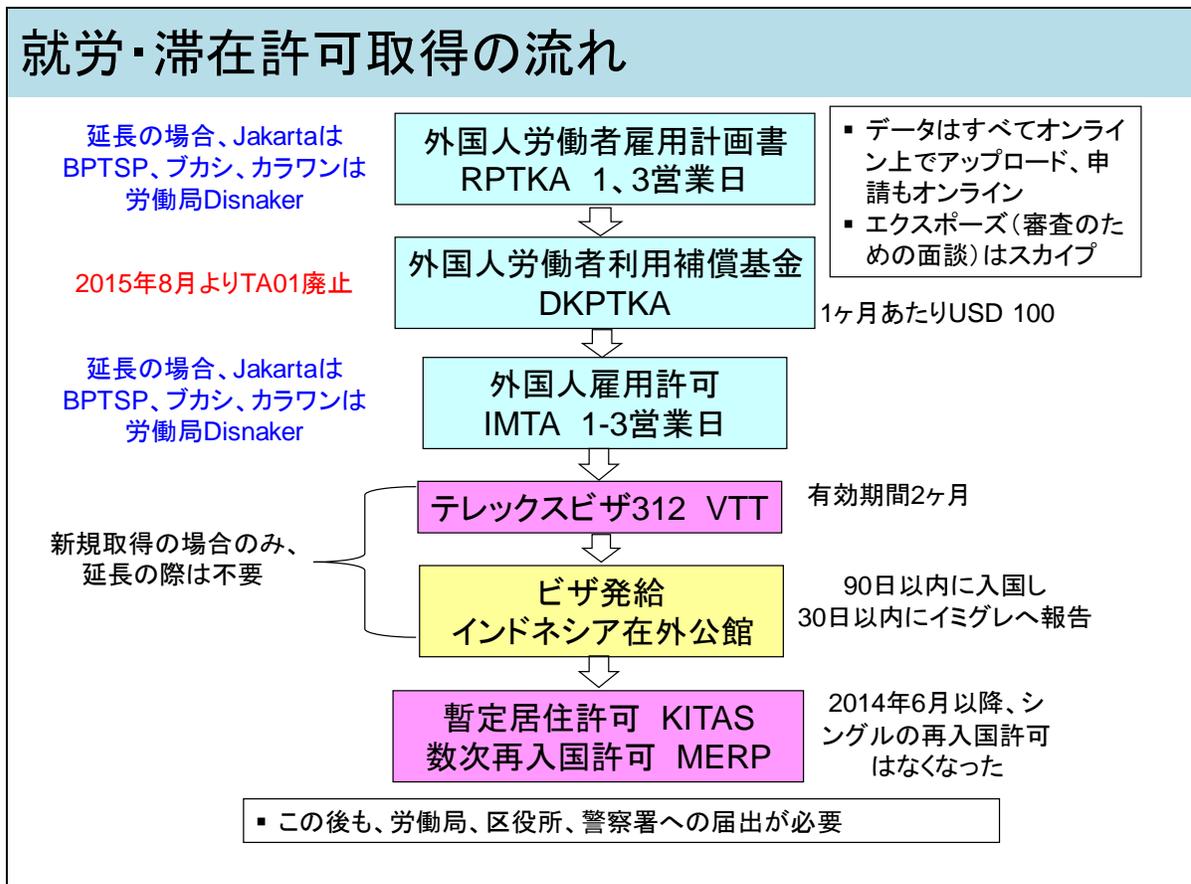
＜インドネシア労務トピック＞

ビザ（外国人一時滞在・就労許可）

1. 就労・滞在許可取得の流れ

本稿では外国人就労許可（ビザ）について解説したいと思います。なお、当情報は2016年3月時点の状況を踏まえています。その後の規定変更などについては、随時確認してください。

外国人がインドネシアで就労する場合、「外国人労働者」として扱われ、そのためには各種許可の手続きをする必要があります。その手続きの流れをまとめると、次のようになります。



1-1. 就労許可と滞在許可

就労目的でインドネシアに渡航する外国人を監督管理する省庁は、労働移住省と法務人権省・入国管理総局となります。インドネシアでは、外国人が就労するには、スポンサーシップという独特の概念を理解しなければなりません。すなわち、就労するには、労働を提供する法人すなわち会社（個人は不可）が存在し、その法人がスポンサーとなることで、初めてその会社で労働する権利が認められます。そして、その就労が前提となって滞在することが可能になるのです。なおインドネシアでは、米国におけるグリーンカードのように、ある一定の条件を満たすと、外国人であっても本国人と同様に居住し、自由に就労や就学ができる許可制度はありません。

就労に関する部分を労働移住省が管轄し、入国と滞在に関する部分を入国管理総局が管轄しています。労働移住省はスポンサーに対して、ある特定の役職において特定の外国人が就労することを審査し、許可証を発行します。一方、入国管理総局は、当該外国人が就労目的で一定の期間特定の場所に居住することを許可します。働いて滞在する許可は外国人個々に付帯するというよりも、まずはスポンサーとなる法人が存在し、そこで初めて労働に携われ、居住が可能となるわけです。ですから「ちょっとインドネシアに行って働こうか」と安易に入国しても、自分を雇用しスポンサーになってくれる会社がなければ、事は何も進まないのです。

1-2. 外国人労働者雇用計画書

外国人がインドネシアで働こう、もしくは会社が外国人を雇用しようとするとき、最初にとるべき必要な手続きは「外国人労働者雇用計画書」の申請と承認です。インドネシア語の **Rencana Penggunaan Tenaga Kerja Asing** の頭文字をとって、一般的に **RPTKA** と称されているもので、いわゆる「外国人枠」です。

1-2-1. 外国人が就ける役職、就けない役職

会社は、外国人を採用したい「役職」と「人数」、およびその期間を労働移住省に申請します。どんな会社でも許可申請ができるわけではなく、資本金など一定の条件を満たした会社に限られます。またこの「役職」も、どのような役職であっても認められるわけではなく、「インドネシア人では十分に機能が果たせない」と判断された役職しか認められません。そしてそれは、経営者としての役職である取締役、監査役といった会社定款に記載されている役職か、もしくはその外国人が就労することで技術技能移転が期待できるスキルをもった役職の、いずれかに限られます。また会社の事業分野ごとに、申請できる役職が規定されている場合もあり、金融分野のように申請に先立ち管轄省庁から「この役職の外国人を雇用しても良い」という推薦状を入手しなければならない場合もあります。

いずれにしろ、単純に労働力を提供するような職種や簡単な監督職は、外国人の役職としては基本的には認められていません。外国人は人事関連の役職には就けない、というのは既に認知されている事項ですが、それは法律 2003 年第 13 号第 46 条(1)「外国人労働者は、人事を扱う役職および・もしくは特定の役職に就くことが禁止される」に基づいています。単にインドネシア人を扱う人事に、外国人を選任するのは不適當である、というのがその理由です。

1-2-2. 外国人雇用計画書 (RPTKA) の種類

インドネシアで働くには、スポンサーとなる会社が存在すること、そしてその会社が外国人を雇用できる「枠」ともいえる外国人雇用計画書 (以下 RPTKA) を所有していなければならないこと、またその「枠」は特定の役職に対してのみ許可されることが、ご理解頂けたかと思います。この RPTKA には、次の 3 種類があります。

① 一般的な RPTKA

一般的な RPTKA は、1 ヶ月単位で、最長 12 ヶ月間まで申請することが可能です。役職の種類により、労働移住省がその申請の妥当性を判断し許可を出します。以前は 5 年単位で許可されていた取締役・監査役の役職が、最近では 2 年ないし 3 年間しか許可が下りなくなりました。マネージャー職の場合は 2 年、アドバイザー職の場合 1 年であることが多いようです。また、このような非取締役・監査役の役職は、会社が IU、IUT、SIUP と称される営業許可を取得していないと、申請自体できません。

許可された期間が終了した場合、延長を申請することができます。取締役や監査役の場合は、一般的には問題なく延長が認められますが、その他の役職については、延長が不許可となる場合があります。先述のように、外国人が就ける役職は「インドネシア人では十分に機能が果たせない」と判断された役職ですが、ある一定期間を経過した場合「その役職に関してもインドネシア人の後継者が育っているはずで、改めて外国人は必要ないはずだ」との判断が援用されます。

② 一時的業務のための RPTKA

一時的業務のための RPTKA については、さまざまな推移がありました。現在においては次の三つの業務について取得が可能となっております。

- a. 商業目的の映画製作で、権限を有する機関からの許可を取得したもの
- b. インドネシアにある支社において 1 カ月を超える期間の監査、生産品質管理、あるいは検査
- c. 機械・電気の据え付け、アフターセールスサービス、あるいは事業調査中の製品に関連する業務

法令については、噛み合わないところがあるのですが、申請現場ではこれらの業務については最長6カ月のRPTKAが発行されます。そしてこのRPTKAは延長することができません。

一時的業務のためのRPTKAについては、下記のように推移してきています。

2015年6月以前

- a. 一度で完了する業務
- b. 機械・電気の据え付け、アフターセールスサービス、あるいは事業調査中の製品に関連する業務

2015年6月（労働移住大臣規定第16号） 下記が追加

- a. 工業品の品質とデザインの向上に向けた産業技術の適用とイノベーションのための育成、指導、訓練の実施やインドネシア向けの海外販売協力
- b. 商業目的の映画製作で、権限を有する機関からの許可を取得したもの
- c. 講演を行う
- d. インドネシアにある本社あるいは代表事務所と行われる会議への参加
- e. インドネシアにある支社の監査、生産品質管理、あるいは検査
- f. 外国人労働者の勤務能力のトライアル

2015年10月（労働移住大臣規定第35号）

- a. 16号以前のa「一度で完了する業務」および第16号のa,c,d,fが削除された。
- b. 第16号のeに「1カ月を超える期間」が追加され下記となる。
「インドネシアにある支社において、1カ月を超える監査、生産品質管理、あるいは検査」

③ 緊急性を有する業務のためのRPTKA

緊急性を有する業務のためのRPTKAは、「緊急かつ差し迫った業務」があることを労働移住省に説明し、取得するRPTKAです。以前は緊急性を有する業務というのは、国家利益に関連し、外国人の技術者を招聘する場合に限定する、と解釈されてきました。すなわち、自然災害や航空機、船舶事故などで救助隊や専門家を送ってもらう等、国際協力を仰ぐ際の枠組みと理解されていたわけですが。しかし2015年第16条において、「緊急かつ差し迫った業務のためのIMTAには、自然災害、不可抗力、機械或いは生産設備の故障が含まれる。」と明記され、工場などで発生した故障や、品質問題にも対応できるようになりました。

1-2-3. 外国人労働者関連規定の推移

一時的業務のための RPTKA について、その推移について上記で解説しましたが、他にもこの1年の間に大きく変更があった部分があります。2015年6月に規定が変わったものの、産業界やその他の反発の声を反映してか、たった4カ月後に改定が行われました。

各手続きの詳細を解説する前に、推移のポイントをまとめておきましょう。

外国人労働者関連規定の推移			
	2015年6月以前	2015年6月(第16号)	2015年10月(第35号)
インドネシア人雇用義務		外国人1名あたり10名雇用義務 取締役・監査役は例外 緊急、一時的な業務については例外	削除
一時的業務の範囲	2種類	8種類	3種類
外国人労働者要件		インドネシア語コミュニケーション能力が削除	
	大学卒業証明	インドネシア法人の保険加入 削除	
外国人雇用許可(IMTA)		非居住の取締役、コミサリスも取得義務	削除
		株主による正式任命時から取得義務	居住する者については、株主による正式任命時から取得義務
緊急性のある業務	(特に説明なし)	自然災害、不可抗力、機械或いは生産設備の故障対応を含む	

1-2-4. RPTKA の申請

RPTKA の申請には、次の書類、条件をそろえる必要があります。

- a. 外国人労働者 (TKA) 利用の理由
- b. 記入済みの RPTKA 書式
- c. 管轄機関からの事業許可
- d. 設立証書と管轄機関からの承認決定書および/あるいはその変更
- e. 会社組織図
- f. 関連担当機関で有効な規程に基づき TKA が就く役職に関する担当機関からの推薦状

- g. 地元地方政府からの会社所在地証明書
- h. TKA 雇用者の納税者番号 (NPWP)
- i. **TKA の付き添い者としてのインドネシア人労働者の指名書と付き添いプログラム計画**
- j. TKA の役職資格に応じたインドネシア人労働者向けの職業研修実施表明書
- k. **労働報告義務に関する法律 1981 年 第 7 号に基づくまだ有効な労働報告義務証明**

太字にしている部分は、見落としがちなポイントについてです。RPTKA 申請の際に提出している組織図や外国人が就いている役職と実際が異なる場合は、労働監査の際に「法律違反」と指摘を受けます。また非取締役の役職に就く外国人は、必ず付き添い者＝技能技術移転を行う対象のインドネシア人を指名しなければなりません。少なくとも、外国人は自分の付き添い者が誰なのかを、また指名されているインドネシア人も自分が付き添い者として指名されていることは自覚しておかないと、これも労働監査の際に指摘を受けます。

k の書類は一般的に **Wajib Lapor** と呼ばれる、最寄りの労働局に提出して認証を得る書類ですが、1 年に一回更新しなければなりません。これを怠っていたために手続きが遅れる場合も多々ありますので、注意が必要です。

1-3. 外国人労働者雇用許可 (IMTA)

2015 年 10 月の労働移住大臣規定第 35 号において、インドネシア域外に居住する役員の IMTA 取得義務が、下記のように削除されました。

「海外に所在する取締役メンバー、監査役 (コミサリス) 会メンバー、或いは理事メンバー、役員メンバー、幹事メンバーは IMTA を保有する義務を負わない。」 (第 37 条)

申請に必要な書類は次のとおりです。なお、下線は労働移住大臣規定第 16 号で追加された部分を指し、大卒証明書の記載は旧規定から削除されました。

- a. 大臣指定の政府系銀行を通じた DKP-TKA 支払い証明書
 - b. RPTKA 承認決定書
 - c. 雇用予定の外国人労働者 (TKA) の旅券
 - d. TKA の 4×6 cm のカラー証明写真
 - e. 付き添いインドネシア人労働者の指名書
 - f. TKA が就く予定の役職に応じた学歴を有している
 - g. TKA が就く予定の役職に応じた能力認証状あるいは 5 年以上の職歴を有している
 - h. 雇用契約あるいは業務実施契約のドラフト
 - i. インドネシア法人の保険会社の保険証書
 - j. TKA 雇用者が雇用する予定の TKA 用の管轄機関からの推薦状 (必要な場合)
- * 役員の場合は、定款および法務人権省認証書が必要

- * 役員、一時的業務のための申請は、e, f, h, g は不要、緊急かつ差し迫った業務のための申請は、e, f, h, g, i は不要（ただし実際の申請現場の実情は異なる）

1-3-1. 外国人労働者として満たすべき要件

外国人労働者（TKA）が満たすべき要件は、下記のとおりです。なお、下線は労働移住大臣規定第 35 号で追加になった部分を指しており、インドネシア語能力の記載は労働移住大臣規定第 16 号で削除されました。

- a. TKA が就く予定の役職要件に応じた学歴を有していること
- b. TKA が就く予定の役職に応じた能力認証状を有している、あるいは 5 年以上の職歴を有していること
- c. 付き添いインドネシア人労働者に対して専門性を移転する義務の表明書を作成し、研修実施報告書で証明すること
- d. 6 カ月を超えて勤務している TKA は、納税者番号を有していること
- e. インドネシア法人の保険の証書を有している
- f. 6 カ月を超えて勤務する TKA の場合、国家社会保障への加入

* 緊急かつ差し迫った業務のために雇用する TKA には上記の a～f 要件が適用されない。
（ただし実際の申請現場では異なる場合もある。）

* 役員には、a, b, c は適用されない。

* 一時的業務のために雇用する TKA には、a, b, c, d, f は適用されない

1-3-2. IMTA の期間と手続き日数、外国人利用保障金

<IMTA の期間>

① 一般的な RPTKA : 手続き期間 3 営業日

最長 1 年、役員の場合は最長 2 年間、いずれも延長可能

*ただし、RPTKA の有効期間に準ずる

② 緊急かつ差し迫った業務のための RPTKA : 手続き期間 1 営業日

最長 1 カ月、延長不可

*労働移住大臣規定第 16 号にて、自然災害、不可抗力、機械或いは生産設備の故障を含む旨が追加された

③ 一時的業務のための RPTKA : 手続き期間 2 営業日

最長 6 カ月、延長不可

*ただし、行える業務は、RPTKA に準ずる

<外国人労働者利用補償基金 DKP-TKA>

各 TKA に対し、1 カ月 1 役職あたり 100 米ドルを前払い

*「ルピアに換算する」という条項が削除されたため（労働移住大臣規定第 35 号第 40 条）、米ドルで支払う必要がある

*旧名称 DPKK が依然として一般的に使用されている

1-3-3. IMTA 延長

IMTA 延長申請に必要な書類は次のとおりです。

（なお、下線は労働移住大臣規定第 16 号で追加された部分を指します。）

- a. IMTA 延長の理由
- b. まだ有効な IMTA の写し
- c. 大臣指定の政府系銀行を通じた DKP-TKA、あるいは州知事または県知事/市長が指定した銀行を通じた手数料の支払い証明
- d. まだ有効な RPTKA 決定書の写し
- e. まだ有効な TKA の旅券
- f. 4×6cm のカラー証明写真 2 枚
- g. 雇用契約あるいは業務実施契約の写し
- h. TKA の給与/賃金証明の写し
- i. 6 カ月以上働く TKA の場合、納税者番号の写し
- j. TKA 雇用者の納税者番号の写し
- k. インドネシア法人の保険会社の保険証書
- l. 6 カ月以上働く TKA の場合、国家社会保障プログラムへの加入証明の写し
- m. 付き添いインドネシア人労働者の指名書の写し
- n. 技術移転の枠組みにおける付き添いインドネシア人労働者の研修実施実績報告書
- o. 関連担当機関で有効な規程に基づき TKA が就く役職に関する担当機関からの推薦状

k はそのまま解釈すると、インドネシアの国家社会保障制度（BPJS）以外にも何らかの保険にインドネシアで入らなければならないということになりますが、現在のところ申請現場では特に要求はされていません。

2. ビザ(査証)の種類

2-1. 入国査証 VISA

インドネシアに入国するには、ビザが必要です。下記は一般的に利用する頻度の高いビザの種類です。

- ①インデックス 211/B211 訪問査証 (Visa Kunjungan)
通称：シングルビザ
- ②インデックス 212/D212 数次訪問査証 (Visa Kunjungan Beberapa Kali Perjalanan)
通称：マルチビザ
- ③インデックス 213 到着時訪問査証 (Visa Kunjungan Saat Kedatangan)
通称：到着ビザ
- ③インデックス 312 一時滞在査証(Visa Tinggal Terbatas)
*就労に必要なビザ

それぞれのビザについて、以下のとおり解説します。

2-1-1. インデックス 213 訪問時到着査証

インデックス213 到着時訪問査証

最大30日間滞在が可能

- 観光
- 家族
- 社会
- 芸術文化
- 政府の任務
- 講演の実施又はセミナーへの参加
- 国際展示会への参加
- インドネシアにおける本社又は代表事務所と行われる会議への参加
- 他国への渡航の継続

入国管理総局長回状2015年第 IMI-673.GR.01.07により、ビザなしで上記活動が可能となっているが、法規定は未発令

2-1-2. インデックス B211 一時訪問査証

インデックスB211 一次訪問査証

1回の入国において最大60日間滞在が可能
30日間ごとに4回まで延長可能、ただし延長にはスポンサーが必須

- | | |
|---|---|
| 1) 観光 | 11) 商業目的ではない映画製作で、権限を有する機関からの許可を取得したものの |
| 2) 家族 | 12) 商談 |
| 3) 社会 | 13) 物品の購入 |
| 4) 芸術文化 | 14) 講演或いはセミナーへの参加 |
| 5) 政府の任務 | 15) 国際展示会への参加 |
| 6) 商業目的ではないスポーツ | 16) インドネシアにある本社或いは代表事務所で行われる会議への参加 |
| 7) 比較研究、短期講座、短期研修 | 17) インドネシアにある支社の監査、生産品管理、或いはkensa |
| 8) 工業品の品質とデザインの向上に向けた産業技術の適用とイノベーションのための育成、指導、訓練の実施やインドネシア向けの海外販売協力 | 18) 外国人労働者候補者の勤務能力のトライアル |
| 9) 緊急かつ差し迫った作業の実施 | 19) 他国への渡航の継続 |
| 10) 権限を有する機関からの許可を得たジャーナリズム | 20) インドネシア領域にある輸送機に加わる |

なお、上記 B211 でも下記のような活動については、IMTA および KITAS（滞在許可）を取得すべきである、という記述もあります。入国しても IMTA、KITAS がなければならぬのであれば、最初から B211 ではなく 312 で入国したほうが簡便ともいえるでしょう。

＜インデックス B211(一次訪問査証)のうち、IMTA・KITAS（滞在許可）を取得すべき活動＞

- 1) 商業目的の映画製作で、権限を有する機関からの許可を取得しているもの
- 2) インドネシアにある支社において1カ月を超える期間、監査、生産品質管理、あるいは検査を行う
- 3) 機械・電気の据え付け、アフターセールスサービス、あるいは事業調査中の製品に関する業務

2-1-3. インデックス D212 数字訪問査証

インデックスD212 数次訪問査証

1回の入国において最大60日間滞在が可能
最初の入国から1年間の間に何度でも出入国できる
延長は不可

- a. 観光
- b. 家族
- c. 社会
- d. 政府の任務
- e. 商談
- f. 物品の購入
- g. 講演或いはセミナーへの参加
- h. 国際展示会への参加
- i. インドネシアにある本社或いは代表事務所で行われる会議への参加
- j. 他国への渡航の継続

2-1-4. インデックス 312 一時滞在査証

インデックス312 一時滞在査証

就労目的で、最長1年間の暫定的な滞在許可

<行える活動>

次のような専門分野での労働力として許可される

- インドネシア政府と個人間の協力
- インドネシア政府と非政府組織での協力
- インドネシア政府と外国民間事業機関との協力
- 一時滞在許可を有し、インドネシア群島海域、領海もしくは陸上機関及びインドネシア経済特区で作業する船舶もしくは水上施設で就労する
- 権限を有する機関から許可を得たスポーツや芸術、娯楽、医療、コンサルタント、弁護士、商業およびその他の専門的活動といった、対価を支払われる専門性のある活動を行う
- 商業的性格を持つ国際的展示会に参加する
- 工業製品の品質、設計およびインドネシアの海外販売協力の発展のため、工業技術の導入と革新において、指導、調査および訓練を行う
- 権限を有する機関からの許可を得た、商業的性格の映画製作における活動を行う

3. まとめ（特に注意すべき点）

このように、インドネシアの就労滞在許可は複雑に入り組んでいます。自社で対応するのが難しく、エージェントに委ねる場合が多いと思いますが、大筋について当事者は理解しておく必要があります。

下記、特に注意すべき点をまとめましたので、ご参考ください。

- ✓ 外国人労働者は、特定の役職かつ特定期間での雇用関係においてのみ、インドネシアで就労できる。（法律 2003 年第 13 号 42 条 4 項）
- ✓ 外国人に認められる労働は会社経営者・監督者としての役割すなわち取締役か監査役（コミサリス）、もしくは技能移転が前提の専門職
- ✓ 事業分野により、就ける役職が規定されている。原則として、人事やアドミニ関連の役職は不可。人事に関する業務はアンタッチャブルだが解釈はまちまち。
- ✓ 労働の定義：定義はあいまい。担当官（警察、入国管理局、労働局）の裁量に委ねられる。生産現場やサイトでの作業は労働とみなされるので注意が必要
- ✓ 現時点では、就労目的の場合は 312 のビザにより IMTA と KITAS を所有していることが原則。

以上